

市第 120 号議案

横浜市斎場条例の一部改正

横浜市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市斎場条例の一部を改正する条例

横浜市斎場条例（昭和55年 3 月横浜市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第13条とする。

第 7 条第 2 項中「第 2 条」を「第 5 条」に改め、同条第 3 項中「第 2 条の規定による」を「第 5 条第 1 項の規定により使用の」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（横浜市斎場指定管理者選定評価委員会）

第12条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による第 2 条第 1 項各号に掲げる斎場の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市斎場指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 6 条を第10条とする。

第 5 条第 6 項中「第 3 条第 2 項」を「第 6 条第 2 項」に改め、同条を第 9 条とし、第 4 条を第 8 条とする。

第 3 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項の規定により斎場（別表

第 1 の 2 に掲げる斎場を除く。) の使用」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 7 条 第 5 条第 1 項の規定により別表第 1 の 2 に掲げる斎場の使用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第 2 の 2 に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合は、この限りでない。

4 指定管理者は、必要があると認められる場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第 2 条第 1 項中「市長」の次に「(第 2 条第 1 項の規定により同項第 1 号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。次項において同じ。)」を加え、同条を第 5 条とし、第 1 条の次に次の 3 条を加える。

(指定管理者の指定等)

第 2 条 別表第 1 の 2 に掲げる斎場の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 斎場の施設の使用の許可等に関すること。
- (2) 火葬に関すること。
- (3) 斎場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 12 条第 1 項に規定する横浜市斎場指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第 3 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第 4 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 2 条第 1 項各号に掲げる斎場の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 の 2 （第 2 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項）

横浜市久保山斎場

別表第 2 中「（第 3 条第 1 項）」を「（第 6 条第 1 項）」に改め、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 の 2 (第 7 条第 2 項)

種別		市内・市外		市 内	市 外
横浜市久保山斎場	火葬炉	10歳以上		12,000円	50,000円
		10歳未満		8,000円	34,000円
		死胎		2,400円	10,000円
		人体の一部		2,400円	10,000円
	休憩室	40人用		5,000円	7,500円

(備考)

「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所が、死胎にあつてはその死産時の父又は母の住所が、人体の一部にあつてはその者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

別表第 3 中「(第 5 条第 5 項)」を「(第 9 条第 5 項)」に改める。

別表第 4 中「(第 7 条第 3 項)」を「(第 11 条第 3 項)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第 2 条の改正規定及び同条を第 5 条とし、第 1 条の次に 3 条を加える改正規定（第 2 条第 5 項に係る部分に限る。）並びに第 7 条の改正規定及び同条を第 11 条とし、同条の次に 1 条を加える改正規定（第 12 条に係る部分に限る。）は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市斎場条例の規定に基づく横浜市久保山斎場に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜市久保山斎場について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入する等のため、横浜市斎場条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市斎場条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 2 条 別表第 1 の 2 に掲げる斎場の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 斎場の施設の使用の許可等に関すること。
- (2) 火葬に関すること。
- (3) 斎場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 12 条第 1 項に規定する横浜市斎場指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第3条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(管理の業務の評価)

第4条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第2条第1項各号に掲げる斎場の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(使用許可)

第5条 斎場を使用しようとする者は、市長~~(第2条第1項の規定~~
第2条~~により同項第1号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。次項において同じ。)~~の許可を受けなければならない。

(第2項省略)

(使用料)

第6条 前条第1項の規定により斎場~~(別表第1の2に掲げる斎場~~
第3条 前条~~を除く。)~~の使用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(第2項及び第3項省略)

(利用料金)

第7条 第5条第1項の規定により別表第1の2に掲げる斎場の使用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金
(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2の2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場

合は、この限りでない。

- 4 指定管理者は、必要があると認められる場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(焼骨の引取り等)

第8条 (本文省略)
第4条

(葬祭ホール)

第9条 (第1項から第5項まで省略)
第5条

- 6 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の使用料について準用する。
第3条第2項

(使用許可の取消し等)

第10条 (本文省略)
第6条

(小動物の焼却施設)

第11条 (第1項省略)
第7条

- 2 第5条の規定は、前項の施設の使用について準用する。
第2条
- 3 前項の規定において準用する第5条第1項の規定により使用の第2条の規定による
許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を前納しなければならない。

(横浜市斎場指定管理者選定評価委員会)

第12条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による第2条第1項各号に掲げる斎場の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市斎場指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 13 条 (本文省略)

第 8 条

別表第 1 の 2 (第 2 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項)横浜市久保山斎場別表第 2 (第 6 条第 1 項)
(第 3 条第 1 項)

(表及び備考省略)

別表第 2 の 2 (第 7 条第 2 項)

種別		市内・市外		
		市内	市内	市外
横浜市久保山斎場	火葬炉	10歳以上	12,000円	50,000円
		10歳未満	8,000円	34,000円
		死胎	2,400円	10,000円
		人体の一部	2,400円	10,000円
	休憩室	40人用	5,000円	7,500円

(備考)

「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所が、死胎にあつてはその死産時の父又は母の住所が、人体の一部にあつてはその者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

別表第 3 (第 9 条第 5 項)
(第 5 条第 5 項)

(表及び備考省略)

別表第 4 (第 11 条第 3 項)
(第 7 条第 3 項)

(表及び備考省略)